

令和3年度 事業計画

《公益目的事業》

I 奨学金貸付制度の運営 【 予算額 奨学金貸付金 36 億 6,676 万円（令和2年度 37 億 3,935 万 6 千円）】

奨学金制度を必要とする生徒への制度周知に努めるとともに、より利用しやすい制度運営を図り、経済的に困難な状況にある生徒の修学を支援する。また、授業料実質無償化措置と一体となって、家庭の経済事情にかかわらない自由な学校選択を支援する。

■ 入学時増額奨学資金・奨学資金貸付制度概要

貸付制度	貸付対象	貸付時期	所得基準		貸付限度額	
			年収めやす (※1)	前年度の 市町村民税の課税標準額 × 6% － 市町村民税の調整控除の額 (※2)		
入学時増額 奨学資金	・借用人：生徒 ・連帯保証人：保護者	高校等 入学前	国公立	590 万円 未 満	154,500 円未満	5 万円 (通信制課程も同額)
			私立			25 万円 (通信制課程は 15 万円)
奨学資金		高校等 在学中	国公立	800 万円 未 満	251,100 円未満	授業料実質負担額 (※3) ＋その他教育費 10 万円
			私立			

注) ※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生 1 人 (16 歳以上)、中学生 1 人の 4 人世帯の場合。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除」の額に 3/4 を乗じた額

※3 各学校の授業料年額から、国や大阪府による支援額、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額。

※4 私立高校生を含んで 2 人以上の子どもを扶養する年収 800 万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合がある。

1. 令和4年度高校等入学生に対する制度運営

奨学生(予約)の募集と貸付

次のとおり、実施する。

奨学金の区分	貸付予定者(定員)	募 集	貸付予定者決定	貸 付 時 期
入学時増額 奨学資金	10,900 人	令和3年8月下旬～ 10月中旬	令和3年12月上旬	令和4年2月上旬～3月下旬
奨学資金 (予約募集)	12,800 人			令和4年度中

注) ※1 貸付予定者(定員)は、予算上の採用決定人員をもとに採用率実績により推計

2. 令和3年度以前高校等入学生に対する制度運営

(1)奨学生(在学、緊急)の募集と貸付

次のとおり、実施する。

区 分	貸付予定者 (定員)	募 集	採用・貸付決定	貸付日		
				1回目	2回目	3回目
予約奨学生	9,023 人	令和2年12月に貸付予定者決定済	令和3年4月上旬の進学届の提出により、採用決定	5月30日	10月11日	1月30日
継続奨学生	13,000 人	令和2年度以前に採用決定済	令和3年4月中旬に資格審査を行い、継続貸付決定	5月30日		
在学奨学生	900 人	令和3年4月中旬～5月中旬	令和3年6月下旬に審査を行い、採用決定	7月10日		

注) ※1 緊急採用は、6月～翌年2月の間で随時受付

※2 在学奨学生の貸付予定者(定員)は、直近の実績より推計

(2) 高校間の転学にかかる奨学生の募集と貸付

次のとおり、実施する。

- ・ 募集時期 各学期の初め
- ・ 募集する奨学金 入学時増額奨学資金及び奨学資金
- ・ 貸付の決定 申込月の翌月上旬
- ・ 貸付日 申込月の翌月下旬

II 大学等就学支援利子補給制度の運営 【予算額 大学等就学支援利子補給補助金 13千円(令和2年度 14千円)】

平成24年度大学入学資金貸付制度の廃止に伴い、平成25年度大学等入学者について、無利子貸付制度による借入を希望しながら、家庭の経済的事情等から利用できず、やむを得ず有利子貸付制度により借入した場合において、当該借入金の返還時に借受者が負担した利子相当額を補助する。(平成24年度のみ募集)

- ・ 受給資格者 6名
- ・ 受給対象者 6名
- ・ 申請時期 令和4年1月上旬～2月下旬

Ⅲ 奨学金等の回収(奨学金、入学資金)

今後も安定した奨学金貸付制度を運営するため、次のとおり確実な回収を図る。特に新規滞納を抑制する観点から現年度回収率88.6%を目標とする。

(1) 次のとおり回収を図る。

(単位:千円)

		調定予定額	回収目標額	回収率
奨学金	過年度	4,514,948	747,651	16.6 %
	現年度	6,425,798	5,718,417	89.0 %
	未期限	526,820	526,820	100.0 %
	計	11,467,566	6,992,888	61.0 %
入学資金	過年度	486,129	82,002	16.9 %
	現年度	73,183	41,685	57.0 %
	未期限	4,129	4,129	100.0 %
	計	563,441	127,816	22.7 %
計	過年度	5,001,077	829,653	16.6 %
	現年度	6,498,981	5,760,102	88.6 %
	未期限	530,949	530,949	100.0 %
	合計	12,031,007	7,120,704	59.2 %

注) 入学資金は平成 23 年度をもって廃止し、平成 24 年度以降は入学時増額奨学資金として奨学金と一体的に運営している。

「過年度」とは、前年度以前に返還時期が到来し、その返還が遅れている額である。

「現年度」とは、本年度に返還が発生する額である。

「未期限」とは、次年度以降に返還時期が到来する額である。

(2) 返還請求等事務

- ・新規返還者への返還開始通知(口座振替手続案内)、口座振替予告通知・再振替通知、請求書、督促状の発送
- ・入金の確認、その他(住所確認調査等)

IV 滞納ゼロ作戦の実施（滞納金の整理等）

滞納対策として、平成 21 年度から、新規滞納者発生 of 未然防止や滞納の初期段階からの滞納者への積極的な接触、支払督促等の法的措置などに取り組む「滞納ゼロ作戦」を展開し、着実に滞納額を抑制してきた。今後は、コロナ禍による経済への影響や滞納の長期化などにより債権回収が困難になることが予想される。現在、中期経営計画に基づき、令和 3 年度末の滞納見込額を 52 億円未満に抑制することを目標に「第 3 期滞納ゼロ作戦」を展開中であるが、令和 2 年度滞納見込額で目標を超える見込みであることから、令和 3 年度末滞納額は 49.1 億円を目標として回収等の強化に努める。

■滞納額、法的措置の実施状況の推移

		滞 納 額			前年度比増減	法 的 措 置	
		目 標	実績(予定)	差 額		支払督促申立予告	支払督促申立
第 1 期 滞納ゼロ作戦	平成 21 年度		52.6 億円		+2.5 億円	8,182 件	1,655 件
	平成 22 年度		55.4 億円		+2.8 億円	11,933 件	1,962 件
	平成 23 年度		57.7 億円		+2.3 億円	13,084 件	1,742 件
第 2 期 滞納ゼロ作戦	平成 24 年度	58.8 億円	58.8 億円	0.0 億円	+1.1 億円	15,148 件	1,312 件
	平成 25 年度	59.9 億円	59.9 億円	0.0 億円	+1.1 億円	14,392 件	1,356 件
	平成 26 年度	60.6 億円	60.6 億円	0.0 億円	+0.7 億円	14,892 件	1,412 件
	平成 27 年度	60.9 億円	60.6 億円	▲0.3 億円	0.0 億円	14,306 件	1,142 件
	平成 28 年度	60.4 億円	60.3 億円	▲0.1 億円	▲0.3 億円	13,313 件	1,222 件
第 3 期 滞納ゼロ作戦	平成 29 年度	59.3 億円	59.3 億円	0.0 億円	▲1.0 億円	13,829 件	1,270 件
	平成 30 年度	57.6 億円	57.3 億円	▲0.3 億円	▲2.0 億円	13,645 件	1,247 件
	令和元年度	55.7 億円	55.1 億円	▲0.6 億円	▲2.2 億円	13,109 件	1,219 件
	令和2年度見込	54.0 億円	50.9 億円	▲3.1 億円	▲4.2 億円	9,500 件	850 件
	令和3年度目標	51.6 億円	49.1 億円	▲2.5 億円	▲1.8 億円	13,000 件以上	1,200 件以上

※滞納額の目標数値は中期経営計画に基づく

○ 滞納発生の未然防止と滞納の長期化防止

① 滞納の新規発生の抑制・返還モラルの向上

(貸付前の取組み)

- ・滞納率が高い借用証書未提出者をなくすため、奨学金貸付前に借用証書の提出を求める。

(貸付中の取組み)

- ・当会職員が高等学校等を訪問して、卒業予定の奨学生に卒業後の返還手続きの説明とともに、奨学金の趣旨や返還の必要性を訴えることにより、返還モラルの向上を図り、卒業後の確実な返還を促す。
- ・高等学校等の訪問に際して、当会職員が教職員等に生徒に対する奨学金教育への協力を依頼し、また、理事長が学校長等と直接面談し、返還モラルの向上への協力を要請する。
- ・高等学校等へ当該校の卒業生の「滞納率などを記載した返還状況」、返還に関する基本的情報やFAQを記載した冊子等を送付し、返還指導や奨学金教育に活用してもらい滞納防止への協力を依頼する。
- ・当会ホームページに先輩奨学生から新入生及び卒業予定の奨学生に向けて、奨学金の趣旨や返還の必要性を伝えるメッセージを掲載し、奨学金制度の理解を深めてもらい卒業後の確実な返還を促す。

(貸付後（返還者へ）の取組み)

- ・返還意識の向上を図るため、在学猶予中の返還者に対し卒業するまで毎年「残高および返還開始時期等のお知らせ」等を送付する。
- ・継続的な返還を確保し滞納を防止するため、インターネットを活用した口座振替手続き『Web 口座振替受付サービス』の利便性の向上を図り、窓口納付から口座振替への切替えを促進する。

② 短期滞納者への督促強化

- ・滞納期間が2カ月の者に対し電話・文書による督促を行う。さらに連帯保証人に対し借用人が返還するよう督促する。(返還期日を超えた者(延滞者)には、速やかに督促を行う。)

- ・滞納期間が3カ月以上の者に対する弁護士名による催告文書の送付や滞納期間6カ月以上の者に対する弁護士名による支払督促申立予告を行う。なお、返還に応じない者については、支払督促申立等の法的措置を講じる。

③ 長期滞納者からの回収促進

- ・長期滞納者に対して、電話・文書による督促に加え、自宅訪問や勤務先への架電を積極的に行うことにより、返還交渉を強化し一層の回収を図る。
- ・返還約束者について、常に返還状況を監視し、不履行の場合は粘り強く継続的な交渉を続け回収を図る。
- ・民間回収会社（サービサー）を活用し効果的・効率的に回収を図る。

④ 返還相談の対応

- ・奨学金等の返還が困難な者からの相談に応じ、返還者の就労や所得の状況などを聞き取り、返還方法の変更や返還猶予など個々の状況に即したきめ細かな対応を図る。また、新型コロナウイルス感染症による影響にも柔軟に対応していく。

V 債権の適正管理

奨学金等貸付債権の適正な管理を行うため、債務者区分を行い、リスク管理の徹底を図る。

1. 債務者区分の実施

返還の可能性の度合いに応じて債務者を区分し、債務者情報等を的確に収集して債権を適正に管理する。

2. 返還の猶予

借用人が大学等へ進学した場合や疾病や経済的理由等により返還が困難となった場合には、申請に基づき返還の猶予を認める。

3. 返還方法の変更

経済的理由等により滞納額の一括返還が困難となった場合には、申請に基づき分割返還(条件変更)を認める。

4. 返還の免除

借用人等が死亡又は身体の障害等のため返還の見込みがないと認められる場合には申請に基づき返還の全部又は一部を免除する。

5. 自己査定

債務者区分に応じて債権を分類し、分類債権ごとに貸倒引当金を計上する。

6. 償却

債務者の現況等を調査のうえ、真に回収が見込めない債権については、債権の償却基準に基づき計画的に償却する。

VI 育英特別事業の実施

1. 奨学基金事業

(1) USJ奨学金給付事業 【 予算額 1,500万円 (令和2年度 1,500万円) 】

合同会社ユー・エス・ジェイ(USJ)からの寄附金を活用し、非常に強い向学心がありながら経済的に厳しい学習環境にある高校生を支援することにより、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図る。

○給付額 1人 最高100万円 給付人数 15名 (予定) * 寄附金により変更の可能性あり

○給付方法 2年次及び3年次に各20万円 大学・短期大学・専門学校進路確定時に60万円

- 申込資格
- ・大阪府内の高校等に在学する2年次の生徒であること
 - ・1年次の成績の平均値(評定平均値)が4.3以上であり、しっかりとした将来の夢を持ち、その実現のために大学・短期大学・専門学校への進学を希望する生徒であること。
 - ・ボランティア活動やクラブ活動、生徒会活動等に積極的に参加している生徒であること。
 - ・生徒の保護者が大阪府内に住所を有し、保護者の令和3年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合計が51,300円未満(年収めやす350万円未満)であること。

注) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合

○募集期間 令和3年5月下旬～6月下旬

(2) 夢みらい奨学金給付事業 【 予算額 6,000万円 (令和2年度 5,000万円) 】

府民からの寄附金を活用し、経済的に厳しい学習環境にあっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している高校生を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図る。

○給付額 1人 最高50万円 給付人数 120名 (予定) * 寄附金により変更の可能性あり

○給付方法 3年次に20万円 大学・短期大学・専門学校進路確定時に30万円

- 申込資格
- ・大阪府内の高校等に在学する3年次の生徒であること。
 - ・2年次の成績の平均値(評定平均値)が3.8以上であり、かつ語学・文化・芸術・スポーツ・情報技術等の各分野において学内代表レベルにある生徒、各種資格・技能検定等において高水準の生徒であること。

- ・ボランティア活動やクラブ活動、生徒会活動等に積極的に参加している生徒であること。
- ・生徒の保護者が大阪府内に住所を有し、保護者の令和3年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合計が51,300円未満(年収めやす350万円未満)であること。

注) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合

○募集期間 令和3年5月下旬～6月下旬

2. 教育振興基金事業

旧基本財産の運用益等を活用し次の事業を行う。

(1) 特別奨励金給付事業 【 予算額 750万円 (令和2年度 500万円) 】

児童福祉法に基づく里親等に養育されている、若しくは児童養護施設等に入所している、又は児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)に入居している者で、高等学校等に在学し、大学等に進学する者の就学を支援する。

○給付額 上限20万円/人

○募集期間 9月下旬～11月上旬

(2) 教育環境整備支援事業 【 予算額 41万5千円 (令和2年度 41万5千円) 】

寄附者の意向を踏まえ、大阪府立大阪南視覚支援学校に対し、寄附金の運用益をもって教育用機材等を寄贈する。

VII 募金活動の実施 < 目標額 5,000万円 (令和2年度 5,000万円) >

給付型奨学金を維持・拡充し、将来も安定した運営ができるように、原資の確保を図るため広く民間等からの寄附を募る。

(取組み)

- ・経済関係団体や企業、役所、病院、高齢者施設、図書館などに対し、給付型奨学金事業の意義や資金確保の必要性について、積極的に情報提供を行い寄附の拡大につなげる。

- ・給付を受けた奨学生の寄附していただいた方に対する思いを「奨学生の声」として育英会ガイドブックやホームページに掲載し、給付型奨学金事業への理解・協力を求める。
- ・奨学金給付を受けた夢みらい奨学生に街頭募金に参加してもらい、奨学生自らが給付型奨学金事業の意義を訴えることにより、広く府民の方々に関心を持ってもらい寄附の拡大につなげる。
- ・寄附の継続による夢みらい奨学金給付事業の円滑な運営を図るため、寄附していただいた方々に奨学生の認定式に参加していただき、事業への理解を深めていただく。
- ・寄附していただいた方々に夢みらい奨学金のサポーターとなって広く寄附金の確保等を知人の方々に呼びかけていただき、給付型奨学金事業の広報啓発に努め、広く府民から寄附を募る。
- ・令和4年2月開催予定の大阪マラソンにおいて、大阪府育英会がチャレンジパートナーとして、チャリティ寄付先団体に選出されたことから、チャリティランナーを通じて夢みらい奨学金事業の周知を図るとともに、寄附を募る。

VIII 広報・啓発活動の実施

(1) 返還説明会の開催

育英会職員が、高等学校等を訪問して、卒業予定の奨学生に卒業後の返還手続き、奨学金の趣旨や返還の必要性などについて説明する。説明にあたってはパワーポイントなどを用いて分かりやすく説明し理解を深めてもらい、返還モラルの向上を図り、卒業後の確実な返還を促す。

・開催校 90校(予定) (令和2年度実績 46校)

(2) 相談事業の実施

大阪私立中学校高等学校連合会が主催する「大阪私立学校展」において、大阪府育英会相談コーナーを設置し、奨学金制度等の相談に応じる。

・実施時期 8月13日(金)・14日(土)・15(日)

・場 所 天満橋OMMビル

(3) 奨学金制度の周知

府政だよりや当会ホームページなどの広報媒体を活用し、奨学金貸付制度の周知に努める。特に、中学校段階での予約奨学金制度の一層の周知を図るため、府内の全中学3年生に対し、奨学金の趣旨等を記載したチラシを全員に配布する。また、「大阪私立学校展」の大阪府育英会相談コーナーで、先輩奨学生から奨学金の趣旨や返還の必要性を伝えるビデオレターを上映することにより、返還モラルの向上を図り、卒業後の確実な返還を促す。

・配布時期 5月下旬、7月初旬及び8月下旬

《収益事業等》

Ⅸ 私立学校施設整備資金貸付金の回収

私立学校に対して施設整備資金の貸付等を行っていた旧(財)大阪府私学振興会の債権・債務を本会が継承し、既貸付金の管理・回収を行う。

(1)回収対象件数 7件 [7法人]

(2)回収対象金額 4,815万円 [令和3年度末貸付残高見込み 2,600万円]